

○財務省告示第七十八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和八年三月三十一日

財務大臣 片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

送 出 後				送 出 前			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
輸入統計品目表				輸入統計品目表			
[略]				[同左]			
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
71.01	[略]			71.01	[同左]		
71.07	[略]			71.07	[同左]		
71.08	金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。） －マネタリーゴールド以外のもの			71.08	金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。） －マネタリーゴールド以外のもの		
7108.11	[略]			7108.11	[同左]		
7108.12	－－その他の形状のもの（加工してないものに限る。）			7108.12	000 ー－その他の形状のもの（加工してないものに限る。）		GR
	010 ー－製錬者を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したもの		GR				
	090 ー－その他のもの		GR				
7108.13	[略]			7108.13	[同左]		
7108.20	[略]			7108.20	[同左]		
71.09	[略]			71.09	[同左]		
71.18	[略]			71.18	[同左]		
[略]				[同左]			